

セルフプランについて

1. セルフプランの現状

	障害者総合支援法		児童福祉法	
	障害福祉サービス等受給者数	セルフプラン率	障害児通所支援受給者数	セルフプラン率
R4.3.末	1,557	34.4%	495	38.2%
R5.3.末	1,694	33.8%	542	40.0%
R6.3.末	1,775	31.4%	599	42.6%
県平均		5.9%		10.9%
国平均		15.8%		30.7%

2. 相談支援事業所・相談支援専門員の現状

	特定相談のみ		特定相談 かつ 障害児相談	
	事業所数	相談支援専門員数	事業所数	相談支援専門員数
R6.3.末	4	13	7	15
R7.3.末	5	14	7	16
R7.12.末	6	18	9	12

※相談支援専門員数は、兼務・非常勤による従事者を含む

3. 計画相談支援・障害児相談支援への取組

<現状>

障がい福祉サービスや障害児通所支援の受給者数に比べて相談支援事業所が不足

- ・サービス申込時に相談支援について案内し、障がいのある人及びその家族が利用を希望することにより相談支援の利用を開始する。
- ・相談支援を希望する人が利用できる相談支援事業所を見つける負担の軽減や、相談支援事業所を見つけられずサービスの利用をあきらめることのないよう、センター会議において相談支援事業所を選定し、利用希望者と相談支援事業所の橋渡しを実施する。

<今後>

相談支援事業所の増加、安易なセルフプランの削減

- ・サービス申込時や更新時に相談支援について、ちらしを活用した案内により相談支援の利用を促す。障がいのある人及びその家族が利用を求めない場合を除き相談支援の利用を開始する。
- ・センター会議による利用者ごとの相談支援事業所の選定、橋渡しは継続する。